

## 定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 総論（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>（1）定期接種を行う際は、政令第5条の規定による公告を行い、政令第6条の規定により定期接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を十分周知すること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。</p> <p style="padding-left: 2em;">B類疾病の定期接種を行う際は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることを明示した上で、上記内容を十分周知すること。</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>3～24（略）</p> <p>第2 各論</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（削除）</p>	<p>第1 総論（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>（1）定期接種を行う際は、政令第5条の規定による公告を行い、政令第6条の規定により定期接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を十分周知すること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を行う際は、使用するワクチンについて、子宮頸がんそのものを予防する効果は現段階で証明されていないものの、子宮頸がんの原因となるがんに移行する前段階の病変の発生を予防する効果は確認されており、定期接種が子宮頸がんの予防を主眼としたものであることが適切に伝わるよう努めるものとし、また、B類疾病の定期接種を行う際は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることを明示した上で、上記内容を十分周知すること。</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>3～24（略）</p> <p>第2 各論</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種</p> <p>（1）<u>ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応については、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勸</u></p>

<p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>8 ~ 12 (略)</p>	<p>告)」(平成 25 年 6 月 14 日健発 0614 第 1 号 厚生労働省健康局長通知)のとおりであるこ と。</p> <p>(2) ~ (10) (略)</p> <p>8 ~ 12 (略)</p>
--	--